

資料編

1 壬生町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会設置要綱

平成11年3月11日

告示 第13号

改正 平成14年3月20日

改正 平成17年3月22日

改正 平成19年2月14日

改正 平成20年6月30日

（目的）

第1条 壬生町が行う老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく老人福祉計画の改定並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護保険事業計画作成に当たり、基本となるべき事項について意見を求めるため、壬生町老人保健福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、各界各層の有識者のうちから町長が委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、1年とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（運営）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じ、随時開催する。

3 委員会は、必要に応じ、議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、民生部健康福祉課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

制定文 抄

平成11年4月1日から適用する。

改正文（平成14年3月20日告示第29号） 抄

平成14年4月1日から適用する。

改正文（平成17年3月22日告示第25号） 抄

平成17年4月1日から適用する。

改正文（平成19年2月14日告示第7号） 抄

平成19年4月1日から適用する。

改正文（平成20年6月30日告示第54号） 抄

平成20年4月1日から適用する。

2 壬生町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会委員名簿

推 薦 分 野	所 属 名	職 種	氏 名	備 考
学識経験者	獨協医科大学リハビリ科	教授	古市 照人	
保健医療関係者	壬生町医師会代表	医師	木村 繁喜	
	壬生町歯科医師会代表	歯科医師	福田 貞男	
	訪問看護ステーション	看護師	永井 恵子	
福祉関係者	介護老人福祉施設	施設長	堀江 正美	
	南地区地域包括支援センター	センター長	塚原 文恵	
	社会福祉協議会	課長	大橋 誠	
	J Aしもつけデイサービス センターひだまり	施設長	落合 章男	
被保険者代表	自治会連合会	自治会連合会	山本 忠男	
	町議会	教育民生常任 委員会委員長	楡井 聡	委員長
	壬生町民生委員・児童委員 協議会	民生委員・児童 委員協議会	大橋 信行	
	介護者	介護者代表	松山 せつ子	
	女性団体連絡協議会	女性団体連絡 協議会	高山 祐子	
行政関係	壬生町	民生部長	鈴木 良男	副委員長

(敬称略)

3 策定経過

月日	項目	主な内容
平成 23 年 7 月 14 日	第 1 回作成委員会	・ 改正介護保険法のポイント ・ 第 4 期介護保険事業・高齢者保健福祉事業の実績報告 ・ 高齢者ニーズ調査の結果報告 ・ 第 5 期高齢者保健福祉計画策定スケジュール
平成 23 年 9 月 1 日	第 2 回作成委員会	・ 第 5 期高齢者保健福祉計画骨子案 ・ 施設・居住系サービス基盤の整備計画
平成 23 年 11 月 10 日	第 3 回作成委員会	・ 介護サービスと住まいに関する高齢者意識調査の集計結果 ・ 施設・居住系サービス基盤の整備計画 ・ 第 5 期高齢者保健福祉計画骨子案
平成 23 年 12 月 23 日 ～ 平成 24 年 1 月 23 日	パブリックコメント	・ 計画案に対する町民意見の募集
平成 24 年 1 月 27 日	第 4 回作成委員会	・ パブリックコメントの結果 ・ 第 5 期高齢者保健福祉計画案 ・ 第 5 期介護保険料

4 用語説明

あ行

【NPO】

「Nonprofit Organization」の略称で、民間の非営利活動組織（団体）のことです。日本では市民が自主的に組織・運営する、営利を目的としない市民活動組織という意味で用いられています。

か行

【介護保険施設】

介護保険法で規定されている介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の3施設です。要介護者を入所（入院）させて、サービスを提供します。

【介護予防サービス】

要支援者の介護予防（介護を必要とする程度の軽減または重症化防止）を目的とする居宅サービスに準じた支援を行う次のサービスです。

①介護予防訪問介護、②介護予防訪問入浴介護、③介護予防訪問看護、④介護予防訪問リハビリテーション、⑤介護予防居宅療養管理指導、⑥介護予防通所介護、⑦介護予防通所リハビリテーション、⑧介護予防短期入所生活介護、⑨介護予防短期入所療養介護、⑩介護予防特定施設入居者生活介護、⑪介護予防福祉用具貸与、⑫特定介護予防福祉用具販売。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

地域支援事業において、要支援者・二次予防事業対象者に対し、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業です。

【介護老人福祉施設】

入所する要介護者に対し施設サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする入所定員が30人以上の特別養護老人ホームを指します。

【介護老人保健施設】

要介護者に対し施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理下にある介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設を指します。

【介護療養型医療施設】

入院する要介護者等に対し施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話、及び機能訓練、その他必要な医療を行うことを目的とする療養型病床群等を有する病院または診療所を指します。

【キャラバンメイト】

地域の住民、学校、職域等を対象とした認知症に関する学習会で、認知症に対する正しい知識と具体的な対処方法等を伝える講師役をつとめ、認知症サポーターの育成を行います。

【居宅サービス】

要介護者を対象とする次のサービスです。

①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション、⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩特定施設入居者生活介護、⑪福祉用具貸与、⑫特定福祉用具販売。

【居宅療養管理指導】

要介護者ができる限り居宅で自立した日常生活を送ることができるよう、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が療法上の管理及び指導を行うサービスです。

介護予防サービスには、要支援者に対し介護予防を目的として同様の支援を行う「介護予防居宅療養管理指導」があります。

【ケアプラン（居宅サービス計画）】

居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境や本人及びその家族の希望等を考慮し、指定居宅サービス等を適切に利用等できるよう、利用するサービス等の種類、内容、担当者等について定めた計画を指します。

【ケアマネジメント】

福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のことです。

【ケアマネジャー（介護支援専門員）】

要介護・要支援者やその家族からの相談に応じ、心身の状況等に応じ適切なサービスを受けられるように、町・サービス事業者等との連絡調整や、介護サービス計画（ケアプラン）の作成などを行います。

【後期高齢者】

高齢者（65歳以上）のうちで75歳以上の高齢者です。

さ行

【施設サービス】

介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービスです。

【自然動態】

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのことです。

【社会動態】

転入・転出に伴う人口の動きのことです。

【住宅改修】

要介護者・要支援者が行う手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止等のための床材等の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への取替え等に関するサービスです。

【小規模多機能型居宅介護】

地域密着型サービスの1つで、要介護者に対し、通いによる介護を中心に訪問や短期間宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

1事業所あたり20～25人程度の利用登録者と介護職員がなじみの関係を築くことによって、認知症高齢者を中心に安心感のあるサービスの提供をめざすものです。

地域密着型介護予防サービスには、要支援者に対し介護予防を目的として同様の支援を行う「介護予防小規模多機能型居宅介護」があります。

【生活の質（QOL）】

人が充実感や満足感を持って日常生活を送ることができることなどを意味します。

【成年後見制度】

認知症状、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人を保護・支援する制度のことです、財産管理などに関する契約締結等の法律行為を本人に代わり行います。

【前期高齢者】

高齢者（65歳以上）のうちで65歳～74歳の高齢者です。

た行

【第1号被保険者】

町内または特別区域内に住所のある65歳以上の高齢者は、町または特別区が行う介護保険の第1号被保険者となります。

【第2号被保険者】

町内または特別区域内に住所のある40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、町または特別区が行う介護保険の第2号被保険者となります。

【団塊の世代】

昭和22年から24年のベビーブームに生まれた世代を指します。

【短期入所生活介護】

老人福祉法で定める施設または老人短期入所施設に短期間入所している要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

介護予防サービスには、要支援者に対し介護予防を目的として同様の支援を行う「介護予防短期入所生活介護」があります。

【短期入所療養介護】

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所している要介護者に対し、看護、医学的管理の下の介護及び機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行うサービスです。

介護予防サービスには、要支援者に対し介護予防を目的として、同様の支援を一定期間行う「介護予防短期入所療養介護」があります。

【地域支援事業】

介護予防事業、包括的支援事業、任意事業により構成されています。

【地域包括ケアシステム】

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制です。

【地域包括支援センター】

包括的支援事業等を実施し、町民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設です。

基本的には、「総合相談・支援事業」「虐待の早期発見・防止のための事業及び権利擁護のための援助事業」「介護予防マネジメント事業」「包括的、継続的マネジメント事業」を行います。

【地域密着型サービス】

要介護者を対象とする次の8つのサービスのことをいいます。①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②夜間対応型訪問介護、③認知症対応型通所介護、④小規模多機能型居宅介護、⑤認知症対応型共同生活介護、⑥地域密着型特定施設入居者生活介護、⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑧複合型サービス。

高齢者が要介護状態となってもできるだけ住み慣れた地域で生活できるよう町民（被保険者）が利用できるサービスです。

【地域密着型介護予防サービス】

要支援者の介護予防（介護を必要とする程度の軽減または重症化防止）を目的とする地域密着型サービスに準じた支援を行う次の3サービスのことをいいます。①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護、③介護予防認知症対応型共同生活介護。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

地域密着型サービスの1つで、地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム）に入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

地域密着型サービスの1つで、地域密着型特定施設（入居定員が29人以下の介護専用型特定施設）に入居している要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

【通所介護】

老人福祉法で定める施設または、規定の老人デイサービスセンターに通う要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス（認知症対応型通所介護に該当するものを除く）です。

介護予防サービスには、老人福祉法で定める施設または、規定の老人デイサービスセンターに通う要支援者に対し、介護予防を目的として同様の支援（介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く）を一定期間行う「介護予防通所介護」があります。

【通所リハビリテーション】

介護老人保健施設、病院、診療所等に通う要介護者に対し、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

介護予防サービスには、同施設等に通う要支援者に対し、介護予防を目的として同様の支援を一定期間行う「介護予防通所リハビリテーション」があります。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

地域密着型サービスの1つで、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短期間の定期巡回型訪問と利用者からの通報により随時の対応・訪問を行うサービスです。

【デマンド型運行】

市町村が運行事業者に委託して運行する、ワンボックス車両等による乗合タクシーです。利用者からの要望（予約）に応じて運行します。

【特定施設入居者生活介護】

特定施設（介護専用型特定施設を除く）に入居している要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をするサービスです。

介護予防サービスには、同施設に入居している要支援者に対し、介護予防を目的として同様の支援

を行う「介護予防特定施設入居者生活介護」があります。

【特定福祉用具販売】

要介護者が入浴または排せつのために用いる特定の福祉用具を販売するサービスです。

介護予防サービスには、要支援者に対し介護予防に役立つ同様の特定福祉用具を販売する「特定介護予防福祉用具販売」があります。

な行

【認知症】

脳血管疾患、アルツハイマー病等により記憶機能やその他の認知機能が低下し、日常生活に支障が生じる症状です。

【認知症サポーター】

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。

【認知症サポート医】

認知症の人の診察に習熟し、かかりつけ医（主治医）への助言などの支援を行う医師です。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

地域密着型サービスの1つで、認知症の要介護者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある人を除く）に対し、共同生活を送る住居で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

介護予防サービスには、認知症の要支援者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある人を除く）に対し、共同生活を送る住居で介護予防を目的として同様の支援を行う「介護予防認知症対応型共同生活介護」があります。

【認知症対応型通所介護】

地域密着型サービスの1つで、老人福祉法で定める施設または、規定の老人デイサービスセンターに通う認知症の要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

介護予防サービスには、老人福祉法で定める施設または、規定の老人デイサービスセンターに通う認知症の要支援者に対し、介護予防を目的として同様の支援を一定期間行う「介護予防認知症対応型通所介護」があります。

は行

【複合型サービス】

地域密着型サービスの1つで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

【福祉用具】

日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具など、日常生活の自立を助けるためのものです。

【福祉用具貸与】

要介護者の日常生活の自立を助けるために福祉用具を貸与するサービスです。

介護予防サービスには、要支援者に対し介護予防に役立つ福祉用具を貸与する「介護予防福祉用具貸与」があります。

【訪問介護】

要介護者に対し、その居宅で介護福祉士などによって入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話（夜間対応型訪問介護に該当するものを除く）をするサービスです。

介護予防サービスには、要支援者に対し介護予防を目的として同様の支援を行う「介護予防訪問介護」があります。

【訪問看護】

要介護者に対し、その居宅で看護師などによって療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。

介護予防サービスには、要支援者に対し介護予防を目的として同様の支援を一定期間行う「介護予防訪問看護」があります。

【訪問入浴介護】

要介護者に対し、その居宅を訪問し浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

介護予防サービスには、要支援者に対し介護予防を目的として同様の支援を一定期間行う「介護予防訪問入浴介護」があります。

【訪問リハビリテーション】

要介護者に対し、その居宅で心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

介護予防サービスには、要支援者に対し介護予防を目的として同様の支援を一定期間行う「介護予防訪問リハビリテーション」があります。

【保険料】

市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるために第1号被保険者の保険料額を条例で定め、徴収します。なお、第2号被保険者の保険料は医療保険者が徴収します。

ま行

【メタボリックシンドローム】

内臓脂肪型肥満により代謝異常などの危険因子が重なり、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態のことです。

や行

【夜間対応型訪問介護】

地域密着型サービスの1つで、夜間、要介護者の居宅を介護福祉士などが定期的に巡回訪問または通報を受けて訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

【ユニットケア】

特別養護老人ホームなどの施設に入所しても、できるだけ在宅に近い環境で、入居者一人ひとりの個性や生活のリズムを重視した介護（個別ケア）を実現するための手法です。10 人程度の個室と共同生活室（リビング）を備えた単位（ユニット）において、顔なじみの介護スタッフによりサービスが提供されます。

【要介護者】

要介護状態にある 65 歳以上の人または加齢に伴う心身の変化に起因する特定疾病によって身体上・精神上の障害が生じ要介護状態になった 40 歳以上 65 歳未満の人を指します。

【要介護状態】

身体上・精神上に障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の基本的な動作の全部または一部が一定期間継続して、常時介護が必要であると見込まれる状態のことをいいます。介護の必要程度に応じて要介護状態区分のいずれかに該当するものです。

【要介護認定】

介護給付を受けようとする被保険者が要介護者に該当すること、及び該当する要介護状態区分について受ける市町村による認定です。

【要支援者】

要支援状態にある 65 歳以上の人または特定疾病によって身体上・精神上の障害が生じ要支援状態になった 40 歳以上 65 歳未満の人を指します。

【要支援状態】

身体上・精神上に障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の基本的な動作の全部または一部が一定期間継続して、常時介護を必要とする状態の軽減、または悪化の防止に特に役立つ支援が必要であると見込まれ、または身体上・精神上の障害があるために一定期間継続して日常生活を送るのに支障があると見込まれる状態のことをいいます。

支援の必要程度に応じて要支援状態区分のいずれかに該当するものです。

【要支援認定】

予防給付を受けようとする被保険者が要支援者に該当すること、及び該当する要支援状態区分について受ける市町村による認定です。

5 地域包括支援センター

壬生町
ち い き ほ う か つ し え ん

地域包括支援センター

高齢者のための **相談窓口**

介護予防を推進します

- 介護予防や介護保険の相談
- 要支援1・2の方の担当
- 介護予防の為に活動 など

高齢者の権利を守ります

- 虐待に関する相談や連絡・通報
- 悪質な訪問販売等に関する相談
- 認知症などにより判断能力の低下している方の支援 など

様々な相談に応じます

- 高齢者の生活全般に関する相談
- 福祉や保健・医療に関する相談
- 経済的な困窮に関する相談 など

適切なサービスを提供できるように支援します

- 地域のケアマネジャーへの支援や助言 など

※中学校区ごとに地域割があります。

壬生北地区
地域包括支援センター

〔南犬飼中学校区〕

所在地／壬生町大字北小林812番地

☎ 0282 (86) 3579

壬生南地区
地域包括支援センター

〔壬生中学校区〕

所在地／壬生町大字壬生甲2342番地3

☎ 0282 (82) 2119

壬生町高齢者保健福祉計画

発 行 平成24年3月

企画・編集 栃木県壬生町

〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号

TEL : (0282) 81-1806

URL : <http://www.town.mibu.tochigi.jp/>
